

## 子どもの傷を小さくするために、できることは？

- 「養育プラン」

今回の民法一部改正で、離婚届に養育費と面会交流の協議の有無を記入する欄が新設されました。「養育プラン」は、この記載をさらに発展させたもので、離婚する夫婦が、子どもとの今後の関わり方をお互いに約束し、その取り決めに裁判所に提出するというものです。欧米諸国や韓国では、この取り決めに提出しないと離婚が認められません。結婚は大人になれば誰でもできますが、離婚をするためには、「大切な子どもの権利を守るために、さらにもう一歩大人になってください」という考え方と言えるでしょう。

- 「友好親優先ルール」

離婚後の親権や監護権をどちらの親に与えるかを審査する際に、それぞれの親が「自分の方が相応しい」「相手は相応しくない」と、「自分の優位性(相手の劣位性)」を主張しあえば、葛藤が高まり、面会交流にも養育費の支払いにも、拒絶感が生まれます。「友好親優先ルール」は、「非監護親と子どもの交流に、より寛容である方が監護者に相応しい」という考えです。非監護親と子どもの交流時間は、競い合うほどに多くなっていきます。

**\* 子どもの傷を小さくするためには、親同志が大人になって、葛藤を低下させる努力をする必要がある**